



平成24年3月14日

各 位

会 社 名： 株式会社アップ
代表者名： 代表取締役社長 尾上 嘉基
(コード番号 9630 東証第二部)
問合せ先： 執行役員 松本 浩志
(TEL. 0798-64-8100)

当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成24年3月14日、取締役会において、平成24年6月下旬開催予定の当社の第35回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本定時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について、下記のとおり、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、平成24年3月31日（土曜日）（但し、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成24年3月30日（金曜日））を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

- (1) 基準日 平成24年3月31日（土曜日）
- (2) 公告日 平成24年3月15日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.up-edu.com/>
- (4) 開催予定日 平成24年6月下旬開催予定の本定時株主総会の開催日と同日

2. 本株主総会の日程・付議議案について

当社は、平成24年1月31日付プレスリリース「株式会社ベネッセホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、本定時株主総会において、①当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の当社の株式を交付することのそれぞれの議案を付議する予定です。

また、本定時株主総会において上記①の議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が生じますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となるところ、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会における

上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする本種類株主総会の決議が必要になります。そのため、当社は本定時株主総会と同日に、本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することといたしました。

なお、本株主総会の開催日、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上